◎刑事訴訟法の一部を改正する法律案　新旧対照表

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二十条　裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。 一～六　〔略〕 七　裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。 八　裁判官が再審又は再審の請求の手続について、当該再審若しくは再審の請求に係る被告事件の裁判又はその裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。	第二十条　〔同上〕 一～六　〔同上〕 七　〔同上〕 〔新設〕
第二十一条　裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは、検察官又は被告人は、これを忌避することができる。 ②　弁護人は、被告人のため忌避の申立をすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。	第二十一条　〔同上〕

第二十六条　この章の規定は、第二十条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定を除き、裁判所書記官に準用する。	第二十六条　この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。
②　〔略〕	②　〔同上〕
第四百四十四条の二　再審の請求を受けた裁判所は、再審請求人等（再審の請求をした者又はその弁護人をいう。以下この編において同じ。）の申立てにより又は職権で、再審の請求の手続を行う期日を指定し、又はこれを変更することができる。	〔新設〕
②　前項の期日には、検察官を出席させることができる。	
③　第一項の期日は、これを再審請求人等及び前項の規定により出席させる検察官に通知しなければならない。	
第四百四十四条の三　前条第一項の期日においては、裁判長が手続を指揮する。	〔新設〕
②　前条第一項の期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、調書を作成しなければならない。	
③　前項の調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。	
第四百四十四条の四　再審の請求を受けた裁判所は、検察官、司法警察職員その他の公務員が保管する当該再審の請求に係る被告事件に関する証拠又は送致書類等目録（事件の送致に関する準則に基づき司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている	〔新設〕

書面であつて、送致された書類及び証拠物に関し、その標目、品名等を記録したものをいう。）（検察官以外の公務員が保管するものにあつては、検察官が入手することができるものに限る。以下この編において「検察官保管証拠等」という。）であつて、当該再審の請求の理由に関連すると認められるものについて、再審請求人等から開示の請求があつた場合においては、次に掲げるときを除き、決定で、検察官に対し、再審請求人等に対する開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は開示の条件を付することができる。

一　再審の請求が不適法であるとき。

二　再審の請求に理由がないことが明らかなとき。

三　再審の請求の理由と開示の請求に係る検察官保管証拠等との関連性の程度その他の開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当でないと認めるとき。

②　再審請求人等は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　開示の請求に係る検察官保管証拠等を識別するに足りる事項

二　再審の請求の理由と開示の請求に係る検察官保管証拠等との関連性その他の開示の必要性

③　第一項の開示は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める機会を与える方法によりするものとする。

一　再審の請求をした者　検察官保管証拠等を閲覧する機会（当

該検察官保管証拠等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

二　弁護人　検察官保管証拠等を閲覧し、及び謄写する機会（当該検察官保管証拠等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

④　再審の請求を受けた裁判所は、第一項の開示の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

⑤　第一項の開示の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

〔新設〕

第四百四十四条の五　再審の請求を受けた裁判所は、検察官保管証拠等について、再審請求人等に対する開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、再審請求人等に対する開示を命ずることができる。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

②　前項の開示については前条第三項の規定を、前項の決定については同条第四項及び第五項の規定を準用する。

第四百四十四条の六　再審の請求を受けた裁判所は、第四百四十四条の四第一項又は前条第一項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、検察官保管証拠等の提示を命ずることができる。この場合において、当該検察官保管証拠等の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

②　再審の請求を受けた裁判所は、第四百四十四条の四第一項又は前条第一項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、検察官保管証拠等であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

③　前二項の場合においては、再審の請求を受けた裁判所は、何人にも、第一項の検察官保管証拠等又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

④　前三項の規定は、第四百四十四条の四第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

〔新設〕

第四百五十条の二　第四百二十八条第二項、第四百三十三条第一項及び前条の規定にかかわらず、検察官は、第四百四十八条第一項

〔新設〕

の決定に対しては、第四百二十八条第二項の異議の申立て、第四百三十三条第一項の抗告及び即時抗告をすることはできない。